

令和 6 年度

かつらぎ町水道事業会計
決算審査意見書

かつらぎ町監査委員

(写)

R 0 7 か監第 1 4 号

令和 7 年 8 月 1 5 日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則 様

かつらぎ町監査委員

森 下 悦 男

溝 北 好 一

令和 6 年度かつらぎ町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 6 年度かつらぎ町水道事業会計決算について、審査した結果、次のとおり意見を付して提出します。

1 審査の対象

令和 6 年度かつらぎ町水道事業会計決算

2 審査の期日

令和 7 年 8 月 5 日

3 審査の場所

かつらぎ町役場 第 2 委員会室

4 審査の手続

審査に付された決算書類及び決算附属書類が、地方公営企業法、その他関係法令に従って作成され、経営成績及び財政状態が正確に表示されているか、事業の運営が経営の基本原則（企業の経済性の発揮、公共の福祉の増進）に基づいて行われているかを主眼に審査するため、決算関係書類を照合するとともに、担当職員からの説明を聴取し、経営状況を把握するため計数の分析を行った。

5 審査の結果

審査された決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法、その他関係法令に従って作成され、経理状態、財産状態及び経営成績は、適正に表示され、計数的にも正確であり、内容も正当であることを確認した。

1 水道事業会計の概要

(1) 決算報告書（消費税及び地方消費税込み）

【収益的収入及び支出】

（単位：千円）

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	前年度比
営 業 収 益	303,842	296,088	7,754
営 業 費 用	364,256	357,710	6,546
営 業 外 収 益	117,793	102,958	14,835
営 業 外 費 用	10,474	17,877	△ 7,403
附帯事業収益	2,198	1,382	816
附帯事業費用	4,197	2,956	1,241
特 別 利 益	0	0	0
特 別 損 失	70	103	△ 33

【資本的収入及び支出】

（単位：千円）

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	前年度比
収 入	240,757	95,077	145,680
支 出	409,462	201,409	208,053
差し引き額	△ 168,705	△ 106,332	△ 62,373

令和 6 年度不足する額 168,705 千円は、過年度分損益勘定留保資金 110,679 千円、建設改良積立金取崩額 27,000 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 31,026 千円で補填されている。

(2) 損益計算書(消費税及び地方消費税抜き)

【営業収支】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	前年度比
営業収益	276,358	269,327	7,031
営業費用	353,171	347,568	5,603
営業利益(△は損失)	△ 76,813	△ 78,241	1,428

【経常収支】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	前年度比
営業外収益	104,383	101,784	2,599
営業外費用	10,632	10,499	133
附帯事業収益	1,999	1,257	742
附帯事業費用	3,824	2,695	1,129
経常利益(△は損失)	15,113	11,606	3,507

【特別利益・特別損失】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	前年度比
特別利益	0	0	0
特別損失	64	94	△ 30

【総収支】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	前年度比
総収益	382,740	372,368	10,372
総費用	367,691	360,856	6,835
純利益(△は損失)	15,049	11,512	3,537

(3) 主な指標

事 項	令和 6 年度	令和 5 年度	前年度比
計画給水人口 ①	18,387 人	18,407 人	△ 20 人
給 水 人 口 ②	14,434 人	14,693 人	△ 259 人
普及率(対計画給水人口) ②/①	78.50%	79.82%	△ 1.32%
給 水 戸 数	6,648 戸	6,644 戸	4 戸
配 水 量 ③	1,952,794 m ³	1,854,166 m ³	98,628 m ³
有 収 水 量 ④	1,468,052 m ³	1,435,385 m ³	32,667 m ³
有 収 率 ④/③	75.18%	77.41%	△ 2.23%
給 水 原 価 ⑤	194.03 円/m ³	195.58 円/m ³	△ 1.55 円/m ³
供 給 単 価 ⑥	187.15 円/m ³	186.35 円/m ³	0.80 円/m ³
料金回収率 ⑥/⑤	96.45%	95.28%	1.17%

(4) 企業債の概況

企業債残高は1,130,559千円であり、これに対する企業債利息の支払見込み額は132,284千円となる。

(5) 水道料金の徴収状況

(単位:%)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	前年度比
現年度分徴収率	98.86	98.69	0.17
過年度分(実質徴収分)	13.65	12.30	1.35
合 計 徴 収 率	89.79	88.97	0.82

2 決算審査意見

(1) 滞納について

水道料金の徴収状況をみると、法律に基づく給水停止の措置を行い、滞納整理が強化されており、徴収率89.79%、前年度より0.82ポイント増加している。現年納付を優先しているが、過年度納付の徴収率も高くなっており、一定の収納成果を上げていることは評価できる。しかし、令和6年度末の未収金は約3,300万円で依然多額となっている。水道料金の徴収については、水道使用者間の負担の公平性の観点からも、引き続き粘り強い納付指導を行うとともに、まずは現年納付を優先し、新たな未納を増やさないよう引き続き努められたい。また、回収不能に関しては、近隣市町が定めている債権管理条例等の制定も検討し、時効が過ぎた分から不納欠損処理を行うなど、法的手段を決断するとともに、新たな未納額発生防止に向けての取り組みを強化し、より一層の収入確保に努められたい。

(2) 漏水対策等について

施設の効率性を示す有収率は、前年度より2.23ポイント減少し、75.18%と低い状況となっている。有収率は、施設の稼働状況が収益にどれだけつながっているかを示す指標であり90%程度が望ましいといわれているが、14ポイント程度下回っている。水道事業において漏水や水道管の老朽化は、供給の安定性を低下させるとともに、重大事故の発生リスクを高めるほか、災害時には被害が拡大する恐れがあり、深刻な問題である。今後も水道水の安全と安定した供給を確保するため、財政状況を踏まえながら、計画的に老朽管の布設替え工事や漏水対策の徹底を図られ、健全な水道事業の運営と住民福祉の向上に努められたい。

(3) 経営の効率化について

料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度より1.17ポイント増加の96.45%となり、昨年度より増加している。しかし、令和3年度以降は、経営の効率性の水準とされる100%を下回っており、今後も引き続き原因の分析を詳細に行い、経営の効率化を図れるよう取り組まれたい。